

長崎市監査公表第 8 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 4 年 7 月 27 日

長崎市監査委員 柴 原 慎 一
同 三 谷 利 博
同 奥 村 修 計
同 林 広 文

1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査（令和 4 年 3 月 25 日付 長崎市監査公表第 3 号）

2 監査の期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 22 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	こども部	幼児課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
こども部 幼児課	長崎市立認定こども園長崎幼稚園の清掃等業務委託については、建物内の清掃やいわゆる庁務員としての業務が中心であるにもかかわらず、業務内容に応じた積算となっていないので、長崎市業務委託積算基準の内容を確認のうえ、適正な事務処理を行われない。	令和4年度から同業務委託について、長崎市業務委託基準及び長崎市業務委託積算基準に基づき、建物内の清掃や庁務員業務等それぞれの内容に応じた積算を行うよう見直した。